

江東区

中小企業信用保険法第2条第4項第5号(イ) (業種)

## 提示書類

中小企業信用保険法第2条第4項第5号(イ)の規定による認定を受けようとする場合、区に対して提示する書類は下記のものであります。

- ※ 認定申請書 (区指定の様式) 2通 (2通のうち1通は区が保管し、1通を交付します)
- ※ [法人の場合] 最新の法人税確定申告書及び決算書 (勘定科目内訳明細のあるもの) [写し可]  
[個人の場合] 前年分の所得税確定申告書及び決算書 (青色申告の場合) または収支内訳書 (白色申告の場合) [写し可]  
<いずれも税務署の受付印のあるもの・電子申告の場合は「メール詳細」を添付すること>
- ※ 該当期間の売上額が確認できる試算表 (作成できない場合は売上額が確認できる帳簿類。なお、指定業種の中分類ベースで複数の業種に属する事業を行っている場合、主たる事業に係る売上額のわかるものもご用意ください。)
- ※ 法人の場合は履歴 (現在) 事項全部証明書 (商業登記簿謄本)
- ※ 許認可が必要な業種の場合は、許認可証 [写し可]

※ なお、提示していただいた書類については、返却いたします。

認定を受けることにより、東京信用保証協会の経営安定関連保証 (別枠措置) の活用ができます。詳しくは、東京都産業労働局金融部金融課や東京信用保証協会にお問い合わせください。

## 関係先

履歴 (現在) 事項全部証明書 東京法務局墨田出張所 墨田区菊川1-17-13  
TEL: 3631-1408

東京都の制度融資 東京都産業労働局金融部金融課 (TEL: 5320-4877) 及び  
取扱金融機関

経営安定関連保証の別枠措置 東京信用保証協会錦糸町支店  
墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラルビル4F  
TEL: 5608-2011

詳細は江東区地域振興部経済課融資相談係におたずねください。  
(区役所4階30番窓口 TEL: 3647-2331)

## 中小企業信用保険法第2条第4項第5号（イ）による

### 特定中小企業者の認定（業種）について

#### ○ 認定基準

次の各号を満たす場合は「江東区長」より特定中小企業者の認定が受けられます。

1. 申請者が、中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行っている方（大臣指定の業種の事業が売上の主たるものであることが条件です）。
2. 江東区内に本店または主たる事業所があること。
3. 最近3か月間の月平均売上額が前年同期の月平均売上額に比べて5%以上減少していること。（なお、指定業種の中分類ベースで複数の業種に属する事業を行っている場合、主たる事業に係る売上額と、企業全体の売上額の双方が5%以上減少していること。）

#### ○ 認定による効果

信用保証協会の経営安定関連保証（別枠保証）を利用することが可能となります。ただし、保証を受けられるかどうかは、信用保証協会の審査によります。

#### ○ 注意事項

- ①「指定業種」に該当するかどうか分からない場合は、以下までお問い合わせください。

- ・ 中小企業庁金融課 03-3501-1511 内 5271
- ・ 関東経済産業局産業部 中小企業金融課 048-600-0425
- ・ 東京都産業労働部金融部金融課 03-5320-4877
- ・ 東京信用保証協会 錦糸町支店 03-3272-2251

なお、中小企業庁のホームページでも確認できます。

【中小企業庁（セーフティネット保証制度）のホームページ

[http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_gaiyou.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm)】

- ②申請書を受け付けてから認定書の交付まで2日程度かかりますので、ご了承ください。
- ③認定書が交付されたら速やかに手続きしてください。認定書の有効期間は区の認定日より起算して30日間です。

認定権者記載欄

見  
本

(認定申請手続きについて)

中小企業信用保険法第2条第4項第5号  
の規定による認定申請書(イ)

江 東 区 長 殿

平成 年 月 日

申請者

住 所

氏 名(名称及び代表者の氏名を記入) 印

私は(注1)業を営んでいるが、下記のとおり、(注2)の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(注1) 経済産業省告示の特定業種名をそのまま記入する。  
(注2) 「販売数量」又は「売上高」等を入れる。

記

売上高等

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

減少率 %

A：申込時点における最近3か月間の月平均売上額等

円

B：Aの期間に対応する前年の3か月間の月平均売上額等

円

- (留意事項) ①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。  
②認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

認定権者記載欄

中小企業信用保険法第2条第4項第5号  
の規定による認定申請書（イ）

江 東 区 長 殿

平成 年 月 日

申請者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は\_\_\_\_\_業を営んでいるが、下記のとおり、\_\_\_\_\_の減少が生じているため、  
経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定に基づき  
認定されるようお願いします。

記

売上高等

$$\frac{B-A}{B} \times 100 \quad \text{減少率} \quad \%$$

A：申込時点における最近3か月間の月平均売上額等

\_\_\_\_\_ 円

B：Aの期間に対応する前年の3か月間の月平均売上額等

\_\_\_\_\_ 円

江地経第 \_\_\_\_\_ 号  
平成 年 月 日  
認定番号第 \_\_\_\_\_ 号

申請のとおり、相違ないことを認定します。

江東区長 山 崎 孝 明

(注) 本認定書の有効期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

- (留意事項) ①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。  
②認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

認定権者記載欄

中小企業信用保険法第2条第4項第5号  
の規定による認定申請書（イ）

江 東 区 長 殿

平成 年 月 日

申請者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は \_\_\_\_\_ 業を営んでいるが、下記のとおり、 \_\_\_\_\_ の減少が生じているため、  
経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定に基づき  
認定されるようお願いいたします。

記

売上高等

$$\frac{B-A}{B} \times 100 \quad \text{減少率} \quad \%$$

A：申込時点における最近3か月間の月平均売上額等

\_\_\_\_\_ 円

B：Aの期間に対応する前年の3か月間の月平均売上額等

\_\_\_\_\_ 円

江地経第 \_\_\_\_\_ 号  
平成 年 月 日  
認定番号第 \_\_\_\_\_ 号

申請のとおり、相違ないことを認定します。

江東区長 山 崎 孝 明

(注) 本認定書の有効期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

- (留意事項) ①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。  
②認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行う必要があります。